

ID: 187-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例 第7条第2項		
例規番号	平成25年条例第44号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 使用者が生涯学習館の使用の許可の取消しをしようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) その他、教育委員会が管理上必要があると認めたとき。</p> <p>3 前項の規定により使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責を負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 188-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市生涯学習館の設置及び管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成25年条例第44号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、使用許可の際、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。 (1) 生涯学習館使用料 別表に定める額 (2) 附属設備器具使用料 教育委員会が別に定める額 2 前項の規定にかかわらず、市の機関が直接使用する場合は、無料とする。 3 教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市公民館の設置及び管理条例 第9条(第14条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成31年条例第15号		
【基準】	<p>第7条、第9条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は備品等を汚損、損傷又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) その他施設の管理運営上適当でないと認められるとき。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第7条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 194

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市公民館の設置及び管理条例 第10条第1項		
例規番号	平成31年条例第15号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 使用者は、使用許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別な事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	貸出しの停止等		
例規名 根拠条項	真岡市公民館分館図書室利用規則 第10条		
例規番号	平成21年教育委員会規則第8号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (貸出しの停止等) 第10条 図書室資料の貸出しを受けた者が貸出期間経過後なお図書室資料を返納しないとき、館長は、一定期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例 第6条		
例規番号	平成21年条例第16号		
【基準】	<p>第4条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第4条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	平成21年条例第16号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例 第6条		
例規番号	平成21年条例第17号		
【基準】	<p>第4条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第4条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	平成21年条例第17号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体が使用し、又は教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例 第6条		
例規番号	平成21年条例第18号		
【基準】	<p>第4条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) さくらホール又は附属する設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第4条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217-1

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	平成21年条例第18号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、教育委員会において特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】 教育委員会事務局 生涯学習課 教育委員会事務局 公民館二宮分館</p>		
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	貸出しの停止等		
例規名 根拠条項	真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例施行規則 第9条		
例規番号	昭和57年教育委員会規則第4号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (貸出しの停止等) 第9条 図書館資料の貸出しを受けた者が貸出期間経過後なお図書館資料を返納しないとき、館長は、一定期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例 第8条(第13条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和55年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第6条、第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 (使用許可の取消等)</p> <p>第8条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第6条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例 第9条第1項		
例規番号	昭和55年条例第8号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用料は、別表に定める使用料を、使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関又は市行政に直接関係のある団体が使用し、若しくは教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 234

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例 第7条		
例規番号	平成21年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) 営利目的の使用と認めるとき。 (6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第5条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例 第8条第1項		
例規番号	平成21年条例第19号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市の機関若しくは市行政に直接関係のある団体、市内小中学校に在学する児童・生徒又は社会教育関係団体が使用する場合は、使用料を減免することができる。ただし、宿泊管理費、シュラフ代及び燃料代は除く。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日